

つけ込み型不当勧誘(期待をあおる行為) の具体的な事例

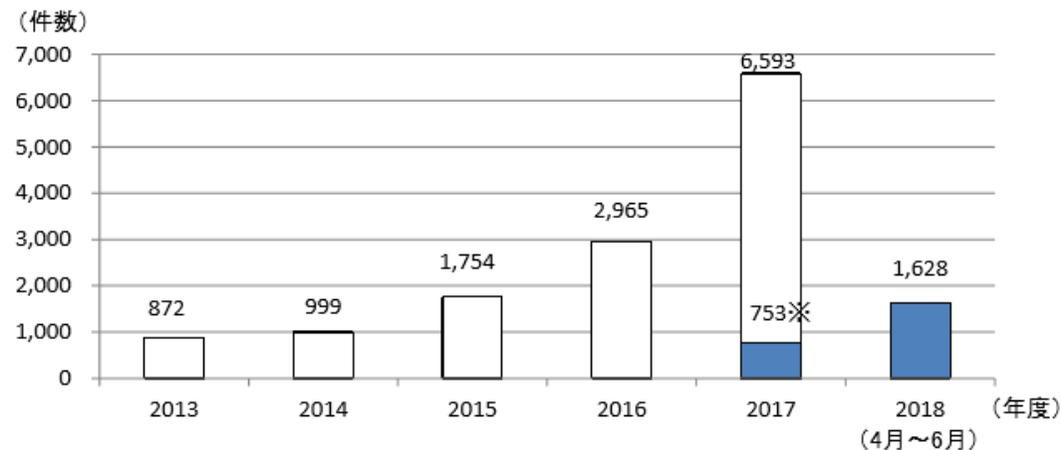
2020年1月27日
弁護士平尾嘉晃

事例①情報商材の事例

情報商材とは

- インターネットの通信販売等で、副業、投資やギャンブル等で高額収入を得るためのノウハウ等と称して販売されている情報。
- 「1日数分の作業で月に数百万円を稼ぐ」「〇万円が〇億円になる投資法」といったお金儲けのノウハウと称して、インターネット等で取引される情報商材に関する相談事例が増加している。

出典：国民生活センター報道発表資料「簡単に高額収入を得られるという副業や投資の儲け話に注意！
ーインターネット等で取引される情報商材のトラブルが急増ー（平成30年8月2日）



※2017年度同期件数(2017年6月30日までのPIO-NET登録分)

事例①情報商材の事例

仕事になるという期待をあおる

- 求人サイトで副業を検索中に「在宅で稼げる。返金保証」という求人を見つけた。内容に興味があり、店舗に出向いて話を聞いた。インターネットでブランド品をリサーチしたり、出品するという内容だった。
- 「パソコンがあればいつでもどこでも仕事ができ、みんな 20 万円稼いでいる」「最初に 50 万円が必要だが2～3か月で取り戻せる」「稼げなかったら返金する」と言われ、返金されるならやってみようと思い、50 万円をクレジットカードで決済した。
- 1か月经っても利益が得られないので返金を求めると、「日報を提出していない」と拒否されたが、日報について事前説明は無かった。その後も全く利益が得られず、事業者の指示に従い日報を作成してもう一度返金を求めたが拒否された。

出典：国民生活センター報道発表資料「簡単に高額収入を得られるという副業や投資の儲け話に注意！
－インターネット等で取引される情報商材のトラブルが急増－（平成30年8月2日）

事例② 1回無料なのに、高額な定期購入契約だった事例

1回無料なので、効果を試せるという期待をあおる

- 「無料」、「一袋分が無料！」と表示され、「一袋分を無料割引で申し込む」をクリックすると、そのまま申込画面に移行する。
- クリック部分の下の方に、小さい文字で、一定期間の定期購入がないと解約できない旨表示。
- このように、一袋分無料といった強調表示あるいは矛盾表示を強調して勧誘し、一定期間の定期購入が必要という部分を、消費者に読ませないよう、注意をそらして、申込みに誘導する手法。
- 消費生活センターから返金等を要請しても、一切応じない。
- 紹介した事例も、消費者団体から差し止め請求をしている。
- 現在、同じような事案に対し、消費者庁による景品表示法に基づく措置命令が激増している。

参考：国民生活センター 相談激増！「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に！？－解約したくても「解約できない」、「高額で支払えない」…－（令和元年12月19日）

自信が持てない キレイでいたい

✓鏡を見てサツカリ

生活習慣を見直したい女性に

かんがって

かんがって

健康美人

— けんこうびん —

に

食生活サポートサプリメント

1日2粒の
サプリメントで
スラ習慣

贅沢配合

腸風通痛を
サポート

解毒めたつきり

スーパーフード
ホエイ・
抹茶ほか

1袋分が
無料!

食生活サポートサプリメント

通常価格4,020円

無料 + 送料 300円

